

ジェネリック医薬品の普及

～国保の医療費適正化に向けて①～

みんなで支えあう国民健康保険が今、新たな局面を迎えています。
シリーズ第5回目は、医療費の適正化に一役買っているジェネリック医薬品についてお知らせします。



ジェネリック医薬品とはどんな医薬品？

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される低価格の医薬品のことです。厚生労働省の認可のもとで製造されており、効果や安全性などは新薬と同じであると認められているため、安心して服用できます。

どれくらい薬代が安くなるの？

下の表は、3割負担の人が高血圧の薬を1日1錠服用している場合の一例ですが、新薬とジェネリック医薬品との差額は年間で5,946円にもなります。ジェネリック医薬品を利用することで、国保全体の医療費を抑えるだけでなく、みなさんが負担する薬代も安くすることができます。このため、町ではジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。

例えば…

高血圧の薬を1年間服用した場合の薬代の違い

	新薬	ジェネリック 医薬品	差額
1日当たりの 単価	66.5 円	12.2 円	54.3 円
1年分の薬代	24,273 円	4,453 円	19,820 円
1年分の自己 負担額(3割)	7,282 円	1,336 円	5,946 円

本町国保加入者のジェネリック医薬品の利用実態

本町国保加入者のジェネリック医薬品利用率は、平成27年4月調剤分で約37%です。変更可能な薬を全てジェネリック医薬品に切り替えると、利用率は約69%となります。もし、この月に本町国保加入者全員がジェネリック医薬品を利用していたら、国保が負担する医療費を約439万円、患者さんが負担する医療費を約137万円も節約できたこととなります。

かかりつけ医や薬剤師に相談を

薬の種類や症状によっては、先発医薬品しかない場合や医師の判断によりジェネリック医薬品に変更ができない場合もあります。まずは、かかりつけ医や薬剤師に相談してください。

また、せっかく処方された薬を飲み残したり、医師の指示どおりに服用しなかったりしていませんか？そのような行為は病気の治療を遅らせるだけでなく医療費の高額化も招きます。ジェネリック医薬品をはじめ、薬を上手に安全に利用するために、医師・薬剤師とのコミュニケーションは大切です。薬のことを何でも気軽に相談でき、患者の体質や服薬歴などに基づいて説明してくれる「かかりつけ薬局」を持ちましょう。

かかりつけ医に
相談しましょう！



平成30年度からの国保制度改正 ～②～



…入院時の食事代負担額が変わります…

入院時の食事代が、在宅療養との公平性を図る観点から調理費相当分の負担が含まれるようになります。平成28年度から段階的に引き上げ、平成30年度には、1食当たり460円となります。
※低所得者の引き上げは行われません。